

後期高齢者医療保険

問合せ 制度について…広域連合お問合せセンター ☎ 0570-086-519 (IP 電話の方は ☎ 03-3222-4496)
FAX 0570-086-075 / 個別の相談、個人情報を含むこと…市民課高齢医療・年金係 ☎ 140

※1 賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（合計所得金額が2400万円以下の場合43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。
※2 令和6年度の所得割率は激変緩和措置により、賦課の基となる所得金額が58万円以下の方は8.78%でしたが、令和7年度は全ての被保険者の所得割率が9.67%となります。
※3 令和7年度の賦課限度額が73万円であった方は激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は賦課限度額が80万円となります。

均等割額
47,300 円

+

所得割額
賦課の基となる所得金額
※1 × 9.67% ※2

||

保険料額（年額）
100 円未満は切捨て
（限度額 80 万円） ※3

保険料の決め方
保険料は被保険者一人一人にかかります。保険料額は、被保険者各々が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。
皆さんの保険料は、医療給付費の支払いに充てています。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一です。

保険料の軽減
所得の低い方に対し、世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等の合計額」や、賦課の基となる所得金額等に応じて、保険料を軽減しています。
詳しくは、7月中旬に発送する保険料額決定通知書に同封している「後期高齢者医療制度の保険料について」をご覧ください（軽減には所得の申告が必要となる場合があります）。

**令和7年度の保険料額決定通知の
送付は7月**
令和7年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。通知が届いたら内容を確認してください。
※令和7年度分の所得の申告をしていない方（被保険者および世帯主）に、「後期高齢者医療簡易申告書」を送付する場合があります。

差し上げます

国保加入者の方に
温泉センター割引利用券

問合せ 市民課保険係 ☎ 127

希望する方は必ず、本人確認書類をお持ちください。
配布場所 市役所1階市民課保険係
※国保以外の健康保険に加入している方は対象外です。
利用期間 令和8年3月31日まで

■利用可能な施設	
施設名	電話番号
檜原温泉センター「数馬の湯」	598-6789
奥多摩温泉「もえぎの湯」	0428-82-7770
秋川溪谷「瀬音の湯」	595-2614
生涯青春の湯「つるつる温泉」	597-1126

※施設の開館状況など詳しくは、市公式サイトから各施設のウェブサイトを確認するか、直接、施設に問い合わせてください。



▲市公式サイト



▲奥多摩温泉もえぎの湯

国民健康保険

問合せ 市民課保険係 ☎ 127

加入・喪失手続きを忘れずに
加入
3月末で退職して職場の健康保険をやめた方などは国民健康保険加入手続きが必要です。手続きには健康保険の資格喪失証明書あるいは退職証明書などが必要です。

■令和7年度の国保税率		
項目		令和7年度
医療分	所得割税率	6.43%
	均等割額	27,300 円
	限度額	660,000 円
後期 高齢者 支援分	所得割税率	2.33%
	均等割額	11,200 円
	限度額	260,000 円
介護 保険分	所得割税率	2.15%
	均等割額	13,100 円
	限度額	170,000 円

国民健康保険（国保）に加入するのは、自営業や農業者の方、退職して職場の健康保険をやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない方などです。
国民健康保険税
令和7年度の保険税率などは左表のとおりです。所得割税率、均等割額は前年度と変更ありません。課税限度額は医療分が65万円から66万円に、後期高齢者支援分が24万円から26万円になります。

国保税の軽減
保険税均等割の軽減
合計所得金額が一定金額以下の世帯については、国保税（均等割）の軽減対象となります。申請の必要はありませんが、前年の収入が未申告の場合は軽減となりません。令和7年度税制改正に伴う軽減判定基準は下表のとおりです。
国保税の減免
次の場合は申請により保険税の減免の対象となります。
○災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった場合
○被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、

納税通知書の送付は7月

令和7年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に送付します。



▲市公式サイト

■令和7年度 軽減判定基準	
	適用条件
7割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯
5割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×30.5万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯
2割軽減	被保険者の世帯所得金額の合計が43万円+被保険者人数×56万円+10万円×（給与所得者等の数※-1）以下の世帯

※赤字部分が前年度より引き上げられ軽減対象者が増えます。
※給与所得者等の数…給与収入が55万円以上の方、65歳未満で年金収入（給与所得者を除く）が60万円を超える方、65歳以上で年金収入（給与所得者を除く）が125万円を超える方

後期高齢者医療制度（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合
非自発的失業者の軽減
会社都合による解雇などで失業した方は、国保税の軽減を受けることができます。
医療費の節約にご協力を
特定健診を受診するなど、健康保持・増進に努めることが大切です。後発医薬品（ジェネリック医薬品）などの利用も薬代の節約につながります。ご協力をお願いします。